

船舶インシデント調査報告書

令和4年6月8日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和3年10月28日 07時04分ごろ
発生場所	長崎県西海市江ノ島南方沖 丸田港南防波堤灯台から真方位111° 1,300m付近 （概位 北緯32° 59.8′ 東経129° 21.9′）
インシデントの概要	漁船入栄丸は、東南東進中、主機の運転ができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和3年10月28日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 入栄丸、4.6トン NS3-42205（漁船登録番号）、個人所有 第292-52187号（船舶検査済票の番号） ディーゼル機関、4サイクル、出力279.50kW、回転数毎分 2,700、6気筒、ボア105.8mm、使用燃料軽油、平成11年 11月機関製造
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力3、視界 良好 海象：海上 平穏
インシデントの経過	<p>本船は、船長ほか1人が乗り組み、漁を終えて東南東進中、主機の冷却清水温度上昇警報が作動した。</p> <p>船長は、主機を停止して点検した結果、原因が分からず、自力で航行することが不可能と判断して、海上保安庁及び所属漁協に救助を要請した。</p> <p>本船は、来援した所属漁協の僚船にえい航されて西海市瀬戸港に入港した。</p> <p>本船の主機は、本インシデント後、整備業者により、冷却海水が船外に吐出されておらず、冷却海水ポンプのインペラ駆動軸の折損により冷却海水が供給できなくなっていたと推測されたが、主機が製造中止になった型式であり、交換部品を入手できず、修理されなかった。</p> <p>船長は、本インシデントの約7か月前に冷却海水ポンプの点検を実施した際、インペラを新替えしており、本インシデント当日、主機を始動して、冷却海水の吐出状況を確認したが、異状を認めなかった。</p> <p>本船の主機は、本インシデントの約22年前に搭載されており、船長は、冷却海水ポンプのインペラを毎年新替えしていたものの、イン</p>

	ペラ駆動軸については、使い続けていた。
分析	<p>本船は、東南東進中、冷却海水ポンプのインペラ駆動軸が折損したことから、主機に冷却海水が供給されず、冷却清水温度が上昇して主機の運転ができなくなり、運航不能となった可能性があると考えられる。</p> <p>本船の主機は、約22年前に搭載されており、冷却海水ポンプのインペラ駆動軸は経年劣化した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が東南東進中、冷却海水ポンプのインペラ駆動軸が折損したため、主機に冷却海水が供給されず、冷却清水温度が上昇して主機の運転ができなくなったことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶所有者は、インペラ駆動軸の点検を入念に行い、経年劣化を認めた場合は、新替えること。